

鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国和牛能力共進会に向けて、鹿児島県が実施する全国和牛能力共進会出品対策事業を円滑に実施するため、予算の範囲内において鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿児島県が定めた全国和牛能力共進会出品対策事業「第13回全国和牛能力共進会出品対策事業」実施要領（以下「県要領」という。）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象牛の要件)

第2条 補助金の対象となる優良繁殖雌牛（以下「補助対象牛」という。）は、県要領第4に定めるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助金の対象となる農家（以下「補助対象農家」という。）の居住地が旧鹿屋市区域（平成18年1月1日から廃された鹿屋市の区域をいう。）、串良町区域及び吾平町区域であるときは、肝属中央家畜市場管内産で肝属肉用牛改良委員会が認めた供用種雄牛の産子
- (2) 補助対象農家の居住地が輝北町区域であるときは、曾於中央家畜市場管内産で輝北町肉用牛改良委員会が認めた供用種雄牛の産子

(補助対象農家)

第3条 補助対象農家は、市内に居住し、かつ、市内に畜産施設を有する肉用牛繁殖農家又は肝属管内に畜産施設を有する肉用牛肥育農家であって、県要領第5に定める要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 優良繁殖雌牛の導入推進に係る補助対象牛 1頭当たり5万円
- (2) 肥育技術の実証支援のための素牛導入に係る補助対象牛 1頭当たり25,000円

(補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、補助対象農家から規則第4条に規定する補助金の交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたと

きは、規則第5条及び第15条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を行うものとし、その旨を鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記様式）により当該交付申請を行った補助対象農家に通知するものとする。

（報告義務）

第6条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）から補助対象牛について報告を求めることができる。

（譲渡制限）

第7条 受給者は、県要領に定める事業内容に従い、補助対象牛を良好に飼養管理しなければならない。ただし、市長が受給者の傷病及び受給者の責めに帰さない事由により、補助対象牛の飼養管理継続が困難であると認めた場合は、この限りでない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市第12回全国和牛能力共進会推進事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第46号）は、廃止する。

別記様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年度鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業
補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度鹿屋市全
国和牛能力共進会推進事業補助金については、鹿屋市全国和牛能力共進会推進事業
補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は
交付決定額と同額に確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円